

白井市情報公開・個人情報保護審査会 委嘱状交付式及び第1回審査会

日 時 令和元年11月7日（木）
午前10時
場 所 白井市役所本庁舎3階会議室301

次 第

1 委嘱状交付式

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 閉会

2 第1回白井市情報公開・個人情報保護審査会

- (1) 開会
- (2) 会長の選任
- (3) 白井市情報公開・個人情報保護審査会について
- (4) 平成30年度白井市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
- (5) オンライン結合による個人情報の提供について
- (6) 法律の改正に伴う白井市個人情報保護条例の改正について
- (7) その他
- (8) 閉会

白井市情報公開・個人情報保護審査会について

1 これまでの経過

- 平成11年10月 白井町情報公開条例の施行
白井町情報公開審査会の設置
- 平成13年 8月 白井市情報公開・個人情報保護審査会の設置
10月 白井市個人情報保護条例の施行
- 平成28年 4月 行政不服審査法の施行

2 審査会の職務（附属機関条例別表）

- (1) 実施機関の諮問に応じ、白井市情報公開条例第12条又は白井市個人情報保護条例第29条に規定する審査請求について調査審議すること。
- (2) 白井市個人情報保護条例の規定により白井市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議すること。

内容	条例の該当条項
収集を制限する個人情報の収集について	第7条第2項第2号
本人収集の例外について	第7条第3項第6号
利用・外部提供について	第8条第6号
オンライン結合による外部提供について	第9条第3項
是正の勧告について（事業者関係）	第32条
事実の公表について（事業者関係）	第33条

- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、市長に意見を述べること。
- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

平成30年度
情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況
白井市

1 情報公開制度

(1) 請求の状況

実施機関名	請求件数	決定内容				
		公開	部分公開	非公開	拒否	取下げ
市長	54	8	43	3		
教育委員会	3	1	2			
選挙管理委員会						
監査委員						
農業委員会						
固定資産評価審査委員会						
水道事業						
議会						
合計	57	9	45	3	0	0

(2) 不服申立ての状況

実施機関が行った決定に対する行政不服審査法に基づく審査請求は、ありませんでした。

2 個人情報保護制度

(1) 請求の状況

実施機関名	請求件数	決定内容				
		開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
市長	6	3	1		2	
教育委員会						
選挙管理委員会						
監査委員						
農業委員会						
固定資産評価審査委員会						
水道事業						
議会						
合計	6	3	1	0	2	0

(2) 不服申立ての状況

実施機関が行った決定に対する行政不服審査法に基づく審査請求は、ありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護制度の実施状況

	情報公開請求	自己情報開示請求
平成13年度	15件(うち異議申立て1件)	1件
平成14年度	16件	3件
平成15年度	20件(うち異議申立て1件)※取下 4件	4件
平成16年度	28件(うち異議申立て3件)	3件
平成17年度	28件	2件
平成18年度	16件(うち異議申立て1件)	2件
平成19年度	27件(うち異議申立て1件)	1件
平成20年度	28件	1件
平成21年度	17件	0件
平成22年度	20件	8件
平成23年度	17件	4件
平成24年度	30件	2件
平成25年度	38件	3件
平成26年度	46件	4件
平成27年度	44件	1件
平成28年度	60件	4件
平成29年度	44件	2件
平成30年度	57件	6件

【説明内容】

平成30年度の白井市の実施状況

1 情報公開制度について

白井市における情報公開請求については、57件あり、市長部局が54件、教育委員会が3件でした。

請求の内容では、工事設計や契約などの事務が29件と最も多く、他には課税誤りに関する書類や、裁判に関する書類などの請求がありました。

2 個人情報保護制度について

個人情報の自己情報開示請求については、6件あり、すべて市長部局でした。

請求の内容では、印鑑証明や住民票の発行記録などの請求がありました。

3 その他

白井市における各年度の両制度の実施状況は、3の表のとおりです。

森林クラウドを活用したオンライン結合について

本議題は、白井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、審査会の意見を聴くものです。

(参考)

白井市個人情報保護条例第9条第3項

実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

1 背景・目的等

現在、千葉県及び県内市町村が「森林クラウド」を利用し、情報更新を行っている。

この森林クラウドは、森林経営管理法に基づき、①経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること、②経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること、の2つの要件に適合しているとして千葉県が公表した林業事業体がアクセス可能となる。

このうち、個人情報を含む情報の提供を受けられる事業体は、千葉県内で経営計画（森林の活用や整備などの計画）を立てている事業体で、個人情報の取扱いに関する規則を定めていることが要件となる。

森林クラウドは、これらの事業体が参加することにより森林情報の共有を図るとともに、データ精度の維持・向上と、森林計画制度の効果的な運用や森林境界の明確化、施業集約化を図るもの。

林業事業体の参加は令和2年4月1日を予定しており、現在、県内市町村がそれぞれの個人情報保護審査会に意見を聴いている。

併せて、千葉県において千葉県森林クラウド利用要領を改正し、事業体に関する規定を盛り込む予定である。

2 オンライン結合の定義

オンライン結合とは、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものをいう。

今回の森林クラウドは、林業事業体が随時情報を入手し得る状態となるため、オンライン結合に該当する。

3 必要性に関する基準

オンライン結合を行うことによって市民サービスの向上、住民負担の軽減等オンライン結合を行う公益上の必要その他相当の理由が認められること。

→林業事業体が森林クラウドに参加することにより、森林情報の共有、森林資源の適正な利用を推進することが見込まれる。

4 相手方が講じる措置に関する項目

(1) 全般的な措置に関する項目

相手方に次のような個人情報保護に関する定めがあること。
ない場合は、次の事項を明記した覚書等を取り交わせること。

- ・ 目的外利用の原則禁止
- ・ 外部提供の原則禁止
- ・ 個人情報を取り扱う職員の責務
- ・ 不要となった個人情報の確実な廃棄
- ・ その他個人情報の保護のために必要な措置

→参加要件に個人情報の取り扱いに関する規則を定めている事業体であることが要件となり、事業体は利用申請の際に当該規則を千葉県に提出して審査を受けることとなる。

また、千葉県において千葉県森林クラウド利用要領を改正し、目的外利用や提供、情報の確実な廃棄等について規定する予定である。

(2) 管理的な措置に関する項目

ア 電子計算機の管理について、次のような措置が講じられていると認められること。

- (ア) 電子計算機処理の管理責任者が定められていること。
- (イ) 電子計算機の使用状況を監視でき、及び記録されていること。

イ 個人情報ファイルへの不当なアクセスを防止するため、次のような措置が講じられていると認められること。

- (ア) 個人情報ファイルへのアクセス資格が定められていること。
- (イ) アクセスの資格を確認するためのパスワード、IDカード等が不正に使用されることがないように次のような措置がとられていると認められること。
 - a パスワード、IDカード等の管理者が指定されていること。
 - b 依頼、承認及びIDカード等の管理者が指定されていること。
 - c アクセス有資格者が資格を失ったときは、直ちにその資格を抹消できること。
 - d パスワードを他人に知られ、又はIDカードを紛失する等の事故があったときは、直ちにそれらを無効とする手続きを定めていること。
 - e その他パスワードについては、次のような措置がとられていると認められること。
 - (a) 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとなっていること。
 - (b) 他人に教えないよう徹底されていること。

(c) 書き留めておかないよう徹底されていること。
→千葉県森林クラウド利用要領第3条及び第9条から第12条までにおいて、組織体制、ID・パスワードの管理、ログ管理、セキュリティ対策等について規定している。

5 実施機関が講ずる技術的な措置に関する基準

実施機関は、オンライン結合を行う際に、個人情報ファイルの改ざん、滅失、き損、漏えい等の危険を防止するため、次のような技術的な措置を講ずるものとする。

(1) 不正アクセスの排除に関する項目

個人情報ファイルへの不正なアクセスを排除するため、次のような措置を講ずるものとする。

ア 無資格者によるアクセスを制限するため原則としてパスワード、IDカード等の措置が講じられたシステムとする。

イ パスワードが画面に表示されないようにする。

ウ 通信回線は専用回線とし、公衆回線とする場合は、接続する相手方を確認する機能を確保する。

エ 相手方のアクセスをデータの必要箇所のみで制限する機能を設ける。

→ID、パスワードを設定し、IDによってどこまでアクセスできるか権限を制限でき、パスワードは画面に表示されない仕様となっている。

林業事業体はインターネット回線を使用するが、ID、パスワードにより識別される。

(2) 障害の予防及び回復に関する項目

ア 障害時の個人情報ファイルの安全性を確保するため、次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 機器の能力及び容量を超えないように負荷状態を監視し、又は把握できる機能を設ける。

(イ) 更新が終わるまで同一の個人情報ファイルに対する他のアクセスを禁止する機能を設ける。

イ 障害が発生した場合、速やかにこれを回復するため、次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 回線の接続状況等システムの運転状況を把握する機能を設ける。

(イ) 定期的にデータのバックアップ及びバックアップ時以降の更新データを保有する等の措置を行い、障害発生時には、これらのデータをもとに速やかにシステムを回復させる機能を設ける。

→24時間365日スタッフが常駐で監視している。

また、定期的にバックアップを行い、データを破損・消失した場合は、破損、消失前のデータへ復元することができる。

障害時は保守作業に入るため、更新が終わるまで他者はアクセスできない。

白井市個人情報保護条例の改正について

個人情報の保護に関する法律の改正により、「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」が定義されたため、この内容に合わせ、条例の一部を改正するものです。

なお、改正案は12月の市議会定例会に提出予定です。

第2条第1号：個人情報の定義を個人情報の保護に関する法律の定義と合わせるもの

第2条第2号：新たに個人識別符号の定義を追加するもの

第2条第3号：新たに要配慮個人情報の定義を追加するもの

第2条第7号：所要の改正を行うもの

第6条第1項第7号：個人情報取扱事務の届け出内容に要配慮個人情報を含む場合はその旨を届け出ること追加するもの

第7条第2項：所要の改正を行うもの

○白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
<p><u>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p><u>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、当該指定管理者としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録</u></p> <p><u>であつて、当該指定管理者が保有しているもの（白井市情報公開条例第2条第2号ア及びイに掲げるものを除く。）に記載されているものに限る。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p>	<p><u>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 指定管理者保有個人情報 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、当該指定管理者としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該指定管理者が保有しているもの（白井市情報公開条例第2条第2号ア及びイに掲げるものを除く。）に記載されているものに限る。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>
(略)	(略)
(個人情報取扱事務の届出)	(個人情報取扱事務の届出)
第6条 (略)	第6条 (略)
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
<u>(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u>	(新設)
<u>(8) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
2～5 (略)	2～5 (略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 及び(2) (略)

(略)

(収集の制限)

第7条 (略)

2 実施機関は、思想、信条、及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 及び(2) (略)

(略)